

お知らせ

奈良県が皆様の御協力により進めております一般国道百六十八号改築工事（奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目地内から同市上中地内まで）について、令和六年二月八日土地収用法による事業認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

- 一 事業認定の告示があった土地
- イ 収用の部分
- 奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内
- ロ 使用の部分
- 奈良県香芝市旭ヶ丘一丁目及び上中地内

（注）この土地を表示する図面は、香芝市役所都市創造部土木課で「らんくください」。

二 土地価格の固定について

前記一の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四 損失補償の制限

事業認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等をするときは、あらかじめ奈良県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請をはやく行うよう起業者に対し請求することができません。

六 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

七 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接奈良県収用委員会あてすることができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、「パンフレット」補償等についてのお知らせ」に記載されていますので必要な方は奈良県高田土木事務所用地課用地第一係及び香芝市役所都市創造部土木課においで下されば配布いたします。

九 その他不明な点については、奈良県大和高田市東中二丁目二番一号所在の奈良県高田土木事務所（電話0745・44・3871）用地課用地第一係に照会下さい。